2　第三十二条の三第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第四十条第一項中「消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者」を「次の各号に掲げる者」に、「その業務の状況（届出事業者に対しては業務又は経理の状況）」を「当該各号に定める事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（届出事業者を除く。）又は特定保守製品取引事業者　その業務の状況

二　届出事業者　その業務又は経理の状況

三　国内管理人　その業務の状況及び当該国内管理人に係る届出事業者の業務又は経理の状況

第四十一条第一項中「行う者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）」を加える。

第四十四条第一項中「第四条第二項第二号」を「第四条第三項第二号若しくは第四号」に改める。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表）

第四十六条の二　主務大臣は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危害の発生及び拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

第四十七条第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

第五十四条第一項第一号中「技術基準」の下に「及び同条第二項の規定による使用年齢基準」を加え、同項第三号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に、「受理に関する事項、」を「受理、」に、「登録に関する事項、第三十二条の規定による命令」を「登録、同章第六節の規定による危害防止命令等」に、「報告等に関する事項、第三十九条第一項の規定による命令に関する事項」を「報告等、同章第三節の規定による危害の発生及び拡大を防止するための措置」に改め、同項第四号中「提供等に関する事項」を「提供等」に、「整備に関する事項」を「整備」に改め、同項第五号中「立入検査に関する事項」を「立入検査、第四十六条の二の規定による公表」に改め、同条第二項中「又は第四号」を「から第五号まで」に改める。

第五十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「又は第五条」を「若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「限る。）」の下に「又は第三項（第一号に係る部分に限る。）」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号及び第四号中「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第三十二条の十六、第三十二条の二十第三項」を「第三十二条の十八、第三十二条の二十二第三項」に、「者」を「とき。」に改める。

第五十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第六号中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の四第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六　第十二条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。

七　第十二条第三項後段の規定に違反して、同項に規定する写しを保存しなかつたとき。

八　第十二条の二第二項の規定に違反して、同項に規定する文言を表示しなかつたとき。

第五十九条第二号の次に次の二号を加える。

三　第十一条第三項前段の規定に違反して、検査記録の写しを提供しなかつたとき。

四　第十一条第三項後段の規定に違反して、検査記録の写しを保存しなかつたとき。

第六十一条第一号中「第八条又は」を「第八条第一項若しくは」に、「第三十二条の二第二項」を「第三十二条の四第二項」に改め、「含む。）」の下に「又は第八条第二項」を加える。

（ガス事業法の一部改正）

第二条　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「災害防止命令（第百五十七条）」を「災害防止命令等（第百五十七条―第百五十七条の四」に改める。

第百三十七条に次の三項を加える。

3　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

一　当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用してガス用品の販売を行う場合におけるものを除く。次号において同じ。）に対し、ガス用品の通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。同号及び第百五十七条の二において同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能

二　当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、競りその他の政令で定める方法によりガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者のガス用品の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき一般消費者等を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

4　この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

5　この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者等に引き取らせる行為が含まれるものとする。

第百三十八条第一項中「第百四十七条第一項（ガス用品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）の輸入に係るものである場合にあつては、同条第二項）」に改める。

第百三十九条中「に同条の」を「に同条第一項の経済産業省令で定める方式による」に改める。

第百四十条中「者は」の下に「、経済産業省令で定めるところにより」を加え、「区分に」を「区分（以下単に「ガス用品の区分」という。）に」に、「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同条第三号中「ガス用品を」を「ガス用品の設計を行う者であることその他の経済産業省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該ガス用品を」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定輸入事業者にあつては、日本国内においてその輸入に係るガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

第百四十二条中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　届出事業者は、第百四十条第四号の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、同号に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。